

令和 8 年度

福岡市立学校教員採用候補者選考試験 (大学連携特別選考) 実施要項

福岡市教育委員会

本市の「あるべき教員像」

- ・ 向上心を持ち、子どもの学ぶ意欲と学力を高める学習指導ができる教員
- ・ 人権感覚にあふれ、子ども理解に基づいたあたたかい生徒指導ができる教員
- ・ 危機管理意識を持ち、子どもの生命や身体の安全を確保できる教員
- ・ 協調性を持ち、同僚や保護者・地域等と協働しながら教育活動を推進できる教員
- ・ 社会性を備え、法令を遵守しながら体罰や飲酒運転等の不祥事を根絶できる教員

▶ 出願方法・出願受付期間

[出願方法]

電子申請による出願

- 福岡市教育委員会ホームページ内のページにアクセスし、大学連携特別選考の電子申請フォームから出願してください。
- 電子申請による出願と併せて、自己PRシートを郵送で提出する必要があります。
- 本特別選考への出願は、一般選考試験を併願するものとして取り扱います。
(一般選考試験の出願手続きを別途行う必要はありません。)

[出願受付期間]

令和 7 年 3 月 12 日 (水) ～ 令和 7 年 4 月 2 日 (水) ※午後 5 時 (受信有効)

▶ 試験日

【大学連携特別選考】

[特別面接]

選考区分 A・C 令和 7 年 5 月 8 日 (木) ・ 9 日 (金) ・ 12 日 (月) 予定
選考区分 B・D 令和 7 年 7 月 8 日 (火) ～令和 7 年 7 月 11 日 (金) 予定

【一般選考試験】

[第 2 次試験 (模擬授業・面接試験)]

令和 7 年 7 月 28 日 (月) ～ 令和 7 年 8 月 22 日 (金) 予定

※一般選考試験の第 2 次試験の試験内容は「令和 8 年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験 (一般選考試験) 実施要項」を参照のこと。

1 試験の趣旨

この試験は、令和8年度福岡市立学校教員採用候補者選考に必要な資料を得るために実施するものです。本市と協定を締結し、連携して教員養成の取組を行う大学等に在籍する学生のうち、福岡市立学校において実施した教育実習で優秀な成績を収め、かつ在籍する大学等から推薦された、教員としての高い資質・能力を持った人材を採用することを目的として実施します。

2 対象となる大学等

令和7年3月31日時点で、本市と「教員養成にかかる連携・協力協定」を締結している大学及び短期大学（大学院を含む。通信課程を除く。以下、「協定締結大学」という。）

なお、協定締結大学は、福岡市教育委員会ホームページに別途掲載する。

＜福岡市教育委員会ホームページ＞

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kyoshokuin/ed/daigakutokusen_2_2.html

3 採用区分

(1) 採用区分

採用区分（教科）		備考
小学校教諭		
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	
特別支援学校教諭	小学部	・特別支援学級、通級指導教室に配置されることがある ・中学部採用者は、特別支援学校の高等部に配置されることがある
	中学部	

（注1）小学校教諭、中学校教諭及び特別支援学校教諭については、受験した採用区分と異なる校種又は学部配置されることがあります。

（注2）外国籍の者については、次のいずれかに該当する者により受験資格があります。

- ・出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
 - ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者
- 上記の者については、「任用の期限を付さない常勤講師」としての採用になります。
なお、「任用の期限を付さない常勤講師」は、校務の運営に参画する職や業務に就くことはできません。

【一般選考における併願について】

以下の「採用区分」で志願する者は、一般選考において「併願区分」を第2希望として併願できます。ただし、「採用区分」及び「併願区分」の両方の免許状を有する者（令和8年3月31日までに取得見込みの者を含む）に限ります。

採用区分（第1希望）	併願区分（第2希望）
小学校教諭	特別支援学校教諭（小学部）
中学校教諭	特別支援学校教諭（中学部）※採用区分と同一教科に限る
特別支援学校教諭（小学部）	小学校教諭
特別支援学校教諭（中学部）	中学校教諭 ※採用区分と同一教科に限る

※併願制度の詳細については「令和8年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験（一般選考試験）実施要項」を確認してください。

(2) 出願可能な採用区分

出願可能な採用区分は、大学ごとに異なる。出願可能な採用区分については、各協定締結大学へ直接通知するため、各自、在籍する大学へ確認のうえ、出願すること。

4 選考区分

受験する採用区分及び教育実習の実施時期により、下表のとおり選考区分を定めます。**該当する区分を確認のうえ、誤りのないように出願してください。**本特別選考への出願をもって、**一般選考試験を併願したものとして取り扱います。**

選考区分	受験する採用区分	教育実習の実施時期	
		小・中学校教諭免許状に係る実習	特別支援学校教諭免許状に係る実習
区分A	小学校教諭・中学校教諭	令和6年度	
区分B		令和7年度第1期※	
区分C	特別支援学校教諭 (小学部・中学部)	令和6年度	令和6年度
区分D			令和7年度第1期※

※令和7年度第1期とは、令和7年4月7日から6月6日までをいう。

5 受験資格

次の①～⑧に定める受験資格を満たす必要があります。

- ① 受験する採用区分、教科に関する普通免許状（採用日時点で有効なものに限る。）を所有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者
 ※一般選考において併願を希望する者は、併願区分（第2希望）の免許状も必要
 （注）特別支援学校教諭受験者は、次のア、イのいずれの免許状も必要
 ア 小学部での受験者は小学校教諭普通免許状、中学部での受験者は受験する教科の中学校教諭普通免許状
 イ 特別支援学校教諭普通免許状（**「知的障害者及び肢体不自由者に関する領域」又は「知的障害者及び病弱者に関する領域」**）又は養護学校教諭普通免許状
- ② 昭和41年4月2日以降に出生した者
- ③ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者（9頁を参照）
- ④ 令和7年4月2日現在、協定締結大学に在籍しており、かつ令和8年3月31日までに卒業又は修了見込みの者
- ⑤ **在籍する協定締結大学から本特別選考に係る推薦を受けた者**
- ⑥ 出願する選考区分に応じた時期に、**福岡市立学校において**、以下の基準を全て満たす教育実習（実施内容・単位認定の状況から、教育実習に準ずるものと福岡市教育委員会が認めたものを含む。以下同じ。）を実施していること

＜特別支援学校教諭以外の採用区分＞

- ア 受験する採用区分と同一の職種・校種・教科での教育実習であること。
- イ 【小学校教諭】教育実習及び特別学生サポーター活動（※1）の期間が、合計4週間以上（※2、3）であること。ただし、当該期間には2週間以上の教育実習を含むことを要する。
 【中学校教諭】教育実習及び特別学生サポーター活動（※1）の期間が、合計3週間以上（※2、3）であること。ただし、当該期間には2週間以上の教育実習を含むことを要する。
- ウ 特別学生サポーター活動の実施校は、教育実習と同一であること。また、教育実習と特別学生サポーター活動は、8週間の期間内（※4）に実施されたものであること。

＜特別支援学校教諭の採用区分＞

ア 小学部での受験者は小学校で、中学部での受験者は中学校で、2週間以上（※2）の教育実習を実施していること。

イ 特別支援学校（学部は問わない。）で2週間以上（※2）の教育実習を実施していること。

⑦ ⑥に定める教育実習の実施時に、上記④と同一の協定締結大学及び課程に在籍していること

⑧ 福岡市立学校教員を第一志望とする者（他自治体等との併願を妨げるものではないが、福岡市立学校教員採用候補者名簿に登載された場合には、福岡市に採用される意思を有する者）

※1 特別学生サポーター活動とは、本特別選考の受験のために、小・中学校教諭免許状に係る教育実習と併せて実施する学生サポーター活動のことをいう。

※2 教育実習の期間は、5日間の出席をもって1週間とする。ただし、実習期間に祝日を含む場合は、当該祝日は教育実習に出席したものとみなす。

計画していた実習期間中に、体調不良等により欠席した場合は、実習期間の延長又は特別学生サポーター活動の実施により当該欠席日数分を補填しなければならない。（ただし、特別学生サポーター活動による補填は、区分A・Bに限る。）なお、自然災害等、本人の責によらない理由による欠席については、1日分までは補填を行わなくてもよい。

※3 特別学生サポーター活動は、3時間以上の活動を実施した日を1日として計上し、5日を1週間として計算する。（活動を計画していた日に、自然災害等の本人の責によらない理由で活動を実施できなかった場合であっても、別日に実施し、補填すること。）

※4 教育実習の初日（教育実習に先だって特別学生サポーター活動を実施した場合はその初日）を起算日として56日目までの期間をいう。（実習等の期間算定に係る詳細は14頁のQ6を参照のこと。）

6 出願手続

（1）電子申請

① 出願受付期間

令和7年3月12日（水）から令和7年4月2日（水）午後5時まで ※受信有効

※出願は、出願受付期間中に正常に到達したもののみ有効とします。

出願受付期間の最終日は回線の混雑が予想されますので、時間に余裕をもって出願してください。

※送信後、1時間以内に「申請到達メール（申請受け付けのお知らせ）」が届きます。1時間が経過してもメールが届かない場合は、教職員第1課まで速やかに電話連絡をしてください。

② 出願方法

福岡市教育委員会ホームページ内の「福岡市立学校教員採用候補者選考試験」のページから、電子申請フォームへアクセスしてください。**（当該ページのURL及び二次元コードは14頁を参照のこと。）**

③ 注意事項

・福岡市からのメールが一部のメールサービスでは迷惑メールに振り分けられることがありますので、メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。

また、メールアドレスやドメインの指定受信をされている方は、「@mail.graffer.jp」及び「@city.fukuoka.lg.jp」のメールを受信拒否しないよう、設定をお願いします。

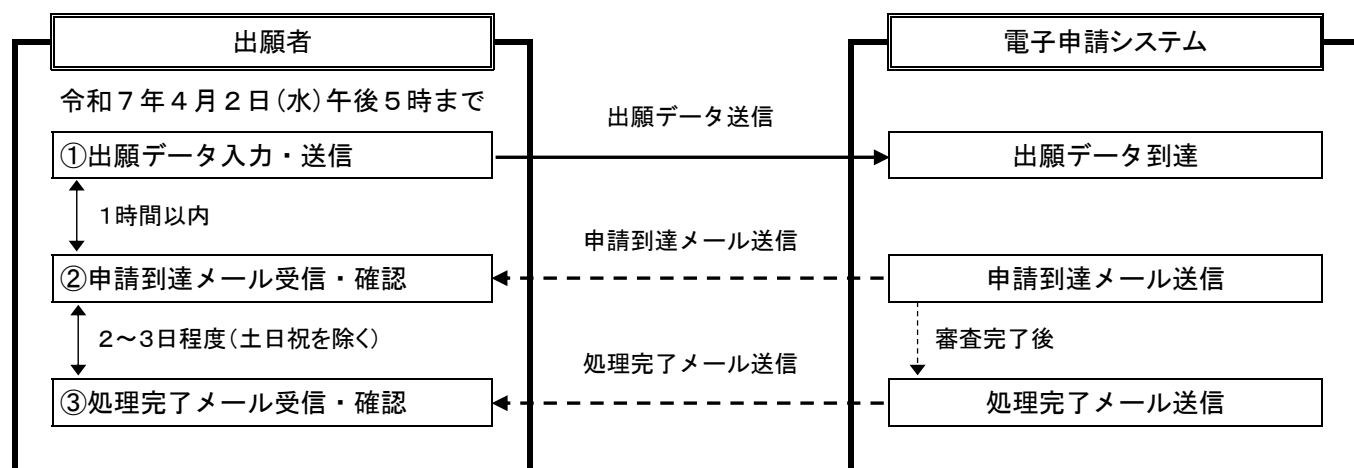
・**一度申請した内容の変更はできません。申請内容の修正を行う場合は、一度、申請の取下げを行い、再度、新規申請をする必要があります。**「申請を取り下げる」ボタンをクリックして申請の取下げを行い、再度新規申請を行ってください。**重複して申請した場合、出願が無効となる場合があります。重複申請にならないよう、必ず申請の取下げを行ってください。**

なお、出願データの審査状況により、「申請を取り下げる」ボタンが表示されないことがあります。申請内容の修正を行う際に、「申請を取り下げる」ボタンが表示されていない場合は、教職員第1課

までご連絡ください。

- ・通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

＜出願の流れ＞



(2) 自己PRシート

福岡市教育委員会ホームページ掲載の様式により自己PRシートを作成のうえ、下記のあて先へ郵送してください。記入にあたっては記入例を参照し、**特段の事情がない限り、自筆で記入してください。**

① 提出受付期間

令和7年3月12日(水)から令和7年4月2日(水)まで ※当日消印有効

② あて先

〒810-8621 (所在地の記載不要) 福岡市教育委員会 教職員第1課

(注) ア 角形2号(規格 24×33.2cm)の封筒(折曲厳禁)により、**簡易書留で提出してください。**

イ 封筒の表に、**「自己PRシート在中」と朱書きしてください。**

ウ 封筒の裏に、差出人の住所・氏名・電話番号・採用区分・教科を明記してください。

(3) 出願に当たっての留意事項

- ① 出願受付期間終了後の選考区分、採用区分(教科を含む。)及び併願区分の変更は認めません。
- ② 本特別選考への出願は、一般選考試験を併願するものとして取り扱います。なお、**一般選考試験の出願手続きを別途行わないよう、注意してください。**
- ③ 提出書類(電子申請による出願データを含む。以下、同じ。)は返却しません。
- ④ 書類に不備や不足があった場合は、出願を受け付けることができないことがあります。
- ⑤ 受験資格の証明ができない場合や、提出書類に虚偽があった場合等は、合格を取り消します。

7 選考方法

本特別選考では、下記の方法により、選考を行います。

(1) 書類選考

福岡市立学校における教育実習の実習校評価及び在籍する協定締結大学から提出された推薦書に基づき選考を行います。

※ 福岡市立学校における教育実習の実習校評価とは、福岡市教育実習評価票により、実習校が行った評価のことをいう。

※ 書類選考において不合格となった者は、一般選考試験の第1次試験を免除する。

(2) 特別面接

書類選考に合格した受験者については、採用候補者名簿への登載にあたって、特別面接を実施します。

本面接は、福岡市での勤務の意思を確認する趣旨で実施するものであり、原則として、面接を行った受験者全員を採用候補者名簿に登載しますが、面接において社会通念上、明らかに採用にふさわしくない言動等が確認された場合は、名簿登載しないことがあります。

(3) 出願から名簿登載までの流れ

各選考区分における出願から名簿登載までの流れは、以下のとおりです。

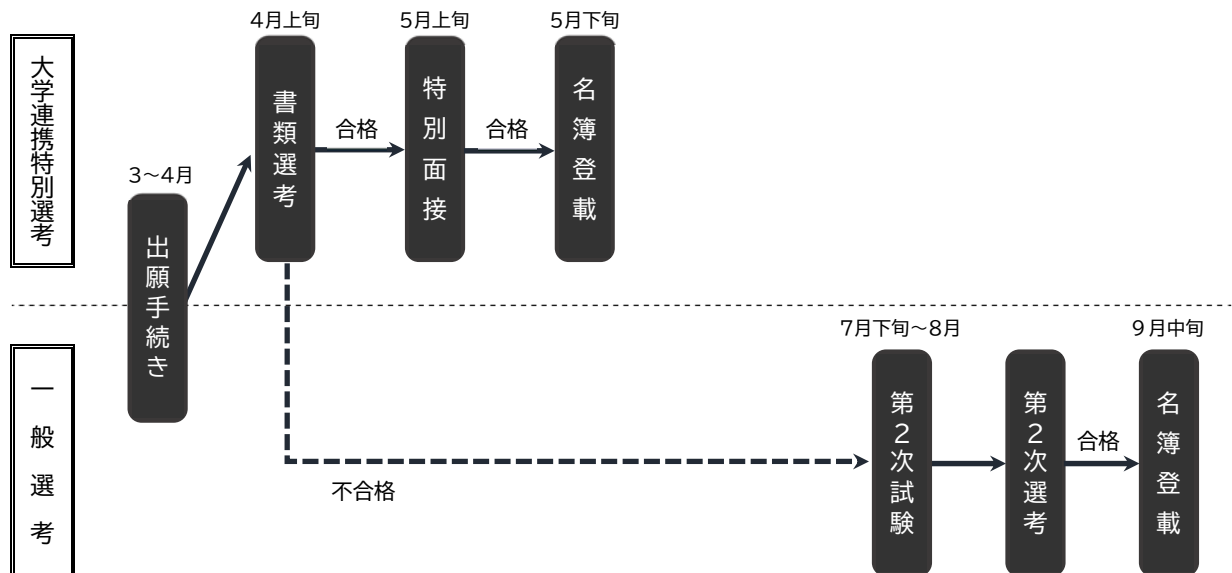
<区分A・C> ※スケジュールは予定につき、変更となる場合があります。

① 選考の流れ

4月上旬に書類選考を行う。

【書類選考の合格者】 … 特別面接の対象者とする。

【書類選考の不合格者】 … 一般選考試験の第1次試験の受験は不要とする。第2次試験は受験を要する。



② 書類選考の結果

書類選考の結果は、受験者全員に4月中旬に文書で通知します。**4月21日（月）までに通知が届かない場合は、4月22日（火）午前9時から午後6時の間に教職員第1課に必ず電話連絡をしてください。**

③ 教育委員会から受験者への受験票の送付

書類選考の結果に応じ、下記のとおり受験票を送付します。

対象者	送付時期	備考
合格者	4月中旬	書類選考の結果通知と併せて特別面接の受験票を送付します。
不合格者	5月下旬	<u>6月2日（月）までに受験票が届かない場合は、6月3日（火）午前9時から午後6時の間に教職員第1課に必ず電話連絡をしてください。</u> また、 <u>受験票到着後、必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、郵送により受験票を教職員第1課へ提出してください。（8頁を参照）</u>

④ 特別面接又は一般選考試験の第2次試験の結果

特別面接又は第2次試験の結果は、下記のとおり通知予定です。また、福岡市教育委員会ホームページに合格者の受験番号を掲示予定です。

試験区分	合格発表	備考
特別面接	5月下旬	特別面接受験者全員に、結果を文書で通知します。
一般選考試験の第2次試験	9月中旬	合格者には、結果を文書で通知します。不合格者には、試験結果発表後、試験の成績を文書で通知します。

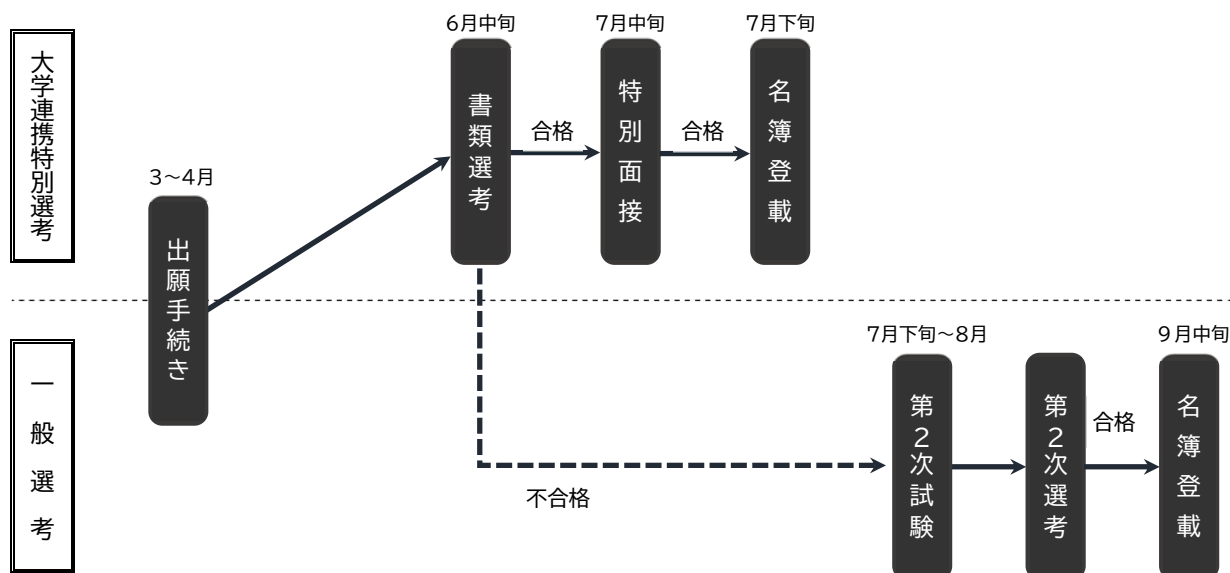
<区分B・D> ※スケジュールは予定につき、変更となる場合があります。

① 選考の流れ

6月中旬に書類選考を行う。

【書類選考の合格者】 … 特別面接の対象者とする。

【書類選考の不合格者】 … 一般選考試験の第1次試験の受験は不要とする。第2次試験は受験を要する。



② 書類選考の結果

書類選考の結果は、受験者全員に6月下旬に文書で通知します。**6月26日（木）までに通知が届かない場合は、6月27日（金）午前9時から午後6時の間に教職員第1課に必ず電話連絡をしてください。**

③ 教育委員会から受験者への受験票の送付

書類選考の結果に応じ、下記のとおり受験票を送付します。

対象者	送付時期	備考
合格者	6月下旬	書類選考の結果通知と併せて特別面接の受験票を送付します。
不合格者	6月下旬	<u>7月2日（水）までに受験票が届かない場合は、7月3日（木）午前9時から午後6時の間に教職員第1課に必ず電話連絡をしてください。</u> また、 <u>受験票到着後、必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、郵送により受験票を教職員第1課へ提出してください。（8頁を参照）</u>

④ 特別面接又は一般選考試験の第2次試験の結果

特別面接又は第2次試験の結果は、下記のとおり通知予定です。また、福岡市教育委員会ホームページに合格者の受験番号を掲示予定です。

試験区分	合格発表	備考
特別面接	7月下旬	特別面接受験者全員に、結果を文書で通知します。
一般選考試験の第2次試験	9月中旬	合格者には、結果を文書で通知します。不合格者には、試験結果発表後、試験の成績を文書で通知します。

(4) 受験票の提出

下記の受験者は、受験票到着後、必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、郵送により提出してください。

ア 対象となる受験者及び提出期限

対象となる受験者	提出期限
・ 区分Ａ・Ｃの受験者のうち、書類選考の不合格者	令和７年６月９日（月） ※当日消印有効
・ 区分Ｂ・Ｄの受験者のうち、書類選考の不合格者	令和７年７月９日（水） ※当日消印有効

※上記期限までに提出されなかった場合は、受験を辞退したものとみなします。

イ あて先

〒810-8621（所在地の記載不要）福岡市教育委員会 教職員第１課

（注）ア 長形３号（規格 12×23.5cm）の封筒（折曲厳禁）により、簡易書留で提出してください。

イ 封筒の表に、「受験票在中」と朱書きしてください。

ウ 封筒の裏に、差出人の住所・氏名・電話番号・受験番号を明記してください。

8 採用候補者名簿への登載と採用

- （１）特別面接及び第２次試験合格者は、原則「令和８年度福岡市立学校教員採用候補者名簿」に登載します。
 - （２）採用は、令和８年４月１日以降、採用候補者名簿に登載されている者の中から逐次行います。採用候補者名簿の有効期間は令和９年４月３０日までです。
 - （３）採用とは、地方公務員法第２２条及び教育公務員特例法第１２条第１項に基づく条件付採用であり、教員として１年間勤務し、その間、教員としての職務を良好な成績で遂行したときに初めて正式採用となります。
 - （４）名簿登載者は、健康診断を別途通知する時期までに受検してください。名簿登載者でも、病気など健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合は、採用の時期が遅れること又は採用されないことがあります。
 - （５）上記（４）以外に、勤務できない特別な事情がある場合は、採用の時期が遅れること又は採用されないことがあります。
 - （６）次の場合は、合格を取り消すとともに、採用候補者名簿から削除します。
 - ・ 免許状取得見込みの者が、令和８年３月３１日までに免許状を取得できなかった場合
 - ・ 採用日時点において有効な免許状を所有していない場合
 - ・ その他、受験資格を欠いていることが判明した場合
 - （７）採用候補者名簿登載者が、教職大学院への進学により採用の延期を希望する場合、申請により名簿登載期間の延長ができます。登載期間の延長を希望する者は、福岡市教育委員会が指定する期日までに「名簿登載期間延長申請書」及び教職大学院への進学が確認できる書類の提出が必要となります。なお、登載期間の延長が承認された者の名簿の有効期間は令和１０年４月３０日までとなります。
- ※名簿登載期間延長の承認後、教職大学院に進学しない又は教職大学院を修了しない等、名簿登載期間の延長事由に該当しないことになった場合、名簿の有効期間は当初の令和９年４月３０日までとなります。

9 その他

- (1) 受験票や試験結果等の通知は、電子申請による出願時に入力又は志願書に記入された住所に郵送します。
出願後に住所を変更した場合は、至急電話連絡してください。併せて郵便局へ転居を届け出てください。
- (2) 志願の情報は、臨時教員や研修の案内等に利用することがあります。
- (3) 試験当日の問い合わせや連絡は、受け付けられません。
- (4) 次のいずれかに該当する者は、福岡市立学校教員になることはできません。

[地方公務員法第 16 条関係]

- 1 禁錮(こ)以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 福岡市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

[学校教育法第 9 条関係]

- 1 禁錮(こ)以上の刑に処せられた者
 - 2 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
 - 3 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※学校教育法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

- (5) その他、この要項の内容に疑義が生じた場合は、福岡市教育委員会の判断によるものとします。

10 勤務条件について（令和7年1月1日時点）

※採用されるまでに給与・勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

（1）給与

初任給	小・中学校教諭	特別支援学校教諭
大学卒	約 290,000 円～	約 303,000 円～
短大卒	約 271,000 円～	約 276,000 円～

※上記の給与には、給料のほか、給料の調整額、教職調整額、地域手当（給料の10%）及び義務教育等教員特別手当を含みます。

※上位の学歴や経験年数を有する者は、一定の基準により、上記の給与に加算されることがあります。

（2）諸手当

上記（1）のほか、給与関係の条例、規則等の定めるところにより、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（年間4.60月分※）等が支給されます。

※期末・勤勉手当の支給月数は、基準日前6月以内における福岡市職員としての在職期間等に応じて除算されます。

（3）勤務時間

1日7時間45分（週38時間45分）

（4）休日等

土曜日、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

（5）休暇等

年次有給休暇（1年度に20日（年度途中の採用者は、採用後の月数に応じて付与））、特別有給休暇（夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、育児休業等があります。

（6）福利厚生

健康保険と年金保険については、公立学校共済組合への加入となります。

また、福岡市教職員互助会や福岡県教職員互助会に加入し、下記の福利厚生を受けることができます。

- 給付事業（結婚祝金、出産見舞金、入学祝金 など）
- 貸付事業（一般資金、修学資金、自動車購入資金 など）
- 文化事業（観劇、スポーツ観戦、展覧会、カルチャーセンターの利用助成 など）
- 健康事業（人間ドック、スポーツクラブの利用助成 など）

Q & A

Q1. 研修制度やサポート体制について教えてください。

A. 採用後はもちろん、採用前から研修を実施しており、経験や力量に応じて資質・能力を高めていくことができます。また、授業力向上の支援等のサポートも充実しています。

☆採用前研修で円滑なスタートを

不安を和らげ、円滑に教育活動をスタートすることができるよう、教育公務員としての心構えや教員生活、子どもとの関係づくりや授業づくり等について事前に学ぶ、オンライン研修や集合研修を実施しています。

☆経験年数に応じた研修でレベルアップ

採用後は初任者研修（1年次・2年次・3年次）を始め、6年次研修や中堅教諭等資質向上研修等、経験年数に応じて求められる資質・能力の向上を着実に図ることができるような研修があります。また、教科指導について学ぶ「教科等研修」や今日的課題・ICT活用、特別支援教育、教育相談等について学ぶ「課題研修」など、多数の研修講座を設定し、学びの機会を作っています。

☆充実した授業力向上支援

授業力向上支援センター（福岡市教育センター2階）では授業づくりに役立つ書籍や教材等の貸出を行っており、ほかにも福岡市教育専用クラウドでの教材共有、動画配信、ファイル共有のサービスの実施など、授業力向上の支援を行っています。

Q2. 採用区分「特別支援学校教諭」に係る受験資格のうち、教員免許状の要件について教えてください。

A. 特別支援学校教諭免許状は、「知的障害者及び肢体不自由者に関する領域」又は「知的障害者及び病弱者に関する領域」の免許状が必要です。

特別支援学校教諭の採用区分に係る受験資格のうち、免許状に関する要件における特別支援学校教諭免許状は、「知的障害者及び肢体不自由者に関する領域」又は「知的障害者及び病弱者に関する領域」が必要です。（養護学校教諭免許状も可）

Q3. 令和6年度に、協定締結大学の4年生として福岡市立学校で教育実習を実施し、令和7年度に同大学の大学院に入学しました。令和7年度末に大学院を修了又は中退する場合、本特別選考制度を利用することはできますか。

A. 教育実習実施時と令和7年度末に修了見込みの課程が同一でないため、大学連携特別選考制度を利用することはできません。

「5 受験資格」⑦に記載しているとおり、**教育実習実施時に在籍している大学・課程と、令和7年度末までに卒業（修了）見込みの大学・課程は同一である必要があります。**

今回のケースは、同一の協定締結大学ではありますが、令和6年度の教育実習実施時は学部生である一方、令和7年度は大学院生となっており、同一の課程に在籍していないため、大学連携特別選考制度を利用することはできません。

Q4. 令和6年度に協定締結大学を卒業し、令和7年度から科目等履修生として同じ協定締結大学に在籍しています。令和7年度に福岡市立学校で教育実習を実施する場合、本特別選考制度を利用することはできますか。

A. 卒業した大学と科目等履修生として在籍する大学が同一の協定締結大学であれば、大学連携特別選考制度を利用することができます。

科目等履修生も大学連携特別選考制度を利用できますが、**卒業した大学と科目等履修生として在籍する大学が同一の協定締結大学であること、及び科目等履修生として教育実習を実施することが必要です。**なお、科目等履修生として実施した教育実習の実習校評価及び在籍する協定締結大学から提出された推薦書に基づく選考を実施します。

Q5. 本特別選考を受験するための教育実習期間に係る要件について、以下の場合には要件を満たしますか。

- (1) 採用区分が小学校教諭である者が、当初、2週間の教育実習と10日間の特別学生サポーター活動を計画していたが、教育実習を1日欠席し、実習日数が2週間を下回った。
この欠席分について、当該学生は実習期間1日分の延長ではなく、特別学生サポーター活動を1日分追加することにより、欠席日数分の補填を行った。
- (2) 採用区分が特別支援学校教諭である者が、当初、小学校と特別支援学校で、それぞれ2週間ずつ教育実習を計画していたが、小学校での教育実習を1日欠席し、小学校の実習日数が2週間を下回った。
この欠席分について、当該学生は実習期間1日分の延長ではなく、特別学生サポーター活動を1日分追加することにより欠席日数分の補填を行った。

A. 小・中学校教諭については、当初の計画が「教育実習及び特別学生サポーター活動の期間」の要件を満たしていれば、実習期間の延長又は特別学生サポーター活動のいずれで欠席日数分を補填しても差支えありませんが、特別支援学校教諭については、実習期間の延長による補填のみしか認められません。

(1) については、「教育実習及び特別学生サポーター活動の期間が合計4週間（うち2週間以上の教育実習を含む）」という要件を当初の計画で満たしているため、**実習期間の延長又は特別学生サポーター活動のいずれにより欠席日数分を補填した場合も、受験の要件を満たします。**（ただし、当初の計画で実習期間が10日間未満の場合は、合計4週間の活動実績があっても受験の要件を満たしません。）

なお、「教育実習及び特別学生サポーター活動の期間」について、中学校教諭は「合計3週間（うち2週間以上の教育実習を含む）」を要件としています。

(2) について、採用区分が特別支援学校教諭である者については、小・中学校及び特別支援学校における教育実習のいずれについても、**欠席日数分を「特別学生サポーター活動によって」補填することはできません。**したがって、(2) については受験の要件を満たしません。

Q 6. 教育実習期間に係る要件である「教育実習と特別学生サポーター活動は8週間の期間内に実施されたものであること」の8週間の数え方について教えてください。

A. 8週間の計算は、対象とする教育実習又は特別学生サポーター活動の初日を起算日として、56 日目までの期間とします。（年度をまたいだ算定は不可。）

下記の例で、10月3日（金）を教育実習又は特別学生サポーター活動の初日とした場合、11月27日（木）までの期間に、教育実習と特別学生サポーター活動を合計で4週間以上実施する必要があります。

※カレンダーの丸囲みの数字は、起算日からn週目に対応する日付であることを表す。

	1週目	2週目	3週目	4週目	5週目	6週目	7週目	8週目	9週目	10 週目
(例1)			◆ サポーター1日	教育実習（3週間）				◆ サポーター1日	◆ ◆ サポーター2日	◆ サポーター1日
	8週間の期間内に合計4週間以上の教育実習と特別学生サポーター活動を実施しているため可									
(例2)	教育実習（3週間）			◆ サポーター1日	◆ ◆ ◆ サポーター3日				◆ サポーター1日	
	8週間の期間内に合計4週間以上の教育実習と特別学生サポーター活動を実施していないため不可									

< 8週間の計算方法 >

10 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	① 9	10	11
12	13	14	15	② 16	17	18
19	20	21	22	③ 23	24	25
26	27	28	29	④ 30	31	

11 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	⑤ 6	7	8
9	10	11	12	⑥ 13	14	15
16	17	18	19	⑦ 20	21	22
23	24	25	26	⑧ 27	28	29
30						

※教員採用試験に関する情報をホームページやX（旧 Twitter）で随時発信していますので、ご確認ください。

【申込み・問い合わせ先】

福岡市教育委員会 教職員第1課（福岡市役所 11 階）

TEL：092-711-4612 FAX：092-733-5536

受付時間：平日午前8時45分から午後6時まで

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号

<福岡市教育委員会 教員採用試験ホームページ>

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kyoshokuin/ed/kyouinn01.html>

ホームページ



X





令和7年度臨時教職員（講師等）任用候補者選考試験

随時出願受付中



臨時教職員（講師等）として勤務を希望する方の試験への申込みを、
年間を通じて受け付けています。

メリット1

本市講師だけが受験できる
教員採用試験の
特別選考
を実施！

メリット2

教員採用試験で
試験が免除
になる！

メリット3

常勤講師研修
非常勤講師等研修
を受講できる！

現場経験を積んで**実力アップ！**



給与の例

給与	臨時的任用職員（常勤）		
	講師・養護助教諭（小・中・高）	学校栄養職員	事務職員
大学卒	約256,000円～	約215,000円～	約200,000円～
短大卒	約234,000円～	約194,000円～	約190,000円～

給与	会計年度任用職員（非常勤）		
	講師・養護助教諭（小・中）	実習助手	講師（高）
日額	約9,230円～9,580円	約6,380円～7,930円	—
時間額	約1,670円～1,740円	—	約2,050円～2,170円

（記載内容については、給与改定等により変更となる場合があります。）

※表内額には、地域手当も含まれます。

※給料のほか、条件に応じて期末・勤勉手当、通勤手当等を支給します。

臨時教職員へのご応募はこちらから



福岡市 臨時教職員募集

で検索

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kyoshokuin/ed/rinji_2_2.html

